

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 法律の有効期限

この法律の有効期限を平成三十五年三月三十一日まで延長することとする。 (附則第二項関係)

## 第二 基本方針

環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととする。 (第三条第一項関係)

## 第三 実施計画の協議

都道府県等は特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めようとするときは、平成二十五年三月三十一日までに環境大臣に協議しなければならないこととする。 (第四条第五項関係)

## 第四 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。